

京丹後市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

平成28年6月策定

令和2年9月改訂

令和5年4月改訂

第1 特定個人情報等の保護に関する考え方

本市では、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年京丹後市条例第60号。以下「独自利用条例」という。）に定められた事務において、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う。

番号法においては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び管理規程、安全管理措置等を整備し、職員等（委託先を含む。）に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

第2 特定個人情報等の保護方針

本市では、特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり適正に特定個人情報等を取り扱う。

1 法令遵守

次に掲げる特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等を遵守する。

- (1) 番号法
- (2) 個人情報の保護に関する法律
- (3) 独自利用条例
- (4) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年個人情報保護委員会告示第6号）
- (5) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令

和4年1月個人情報保護委員会)

2 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

3 適正な取得・管理・利用・提供・廃棄及び利用目的以外の目的のための利用の禁止

特定個人情報等は、番号法及び独自利用条例に定められた事務のうち、利用目的の達成に必要な範囲内で、適正に取得、管理、利用及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、利用目的以外の目的のための利用を防止するための措置を講じる。

4 委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき本市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

5 継続的改善

特定個人情報等の保護に関する取扱規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

第3 問い合わせ先

1 制度全般・情報システムに関すること

総務部 デジタル戦略課

電話 0772-69-0130

2 特定個人情報等に関すること

総務部 総務課

電話 0772-69-0140

3 個人番号カードに関すること

市民環境部 市民課

電話 0772-69-0210